

資料 17 一次仮置場での災害廃棄物の受入手順の事例

<入口案内係>

- (1) 受入管理票をもとに来場者の情報を確認・記入する。
 - ・ 名前、住所を免許証等で確認する。電話番号を聞き取る。
 - ・ 車のナンバープレートを見て、車両ナンバーを書く。
 - ・ 解体業者、ボランティアでないことを確認する。
- (2) 搬入物の確認
 - ・ 災害で出たゴミであることを確認
 - ・ 通常の生活ゴミがないことを確認（ある場合はゴミステーションに出すよう指示）
 - ・ 危険物（ガソリン、ボンベ等）、処理困難物（農薬など）、土砂がないことを確認
- (3) 荷下ろし場の案内
 - ・ 持込物の品目を聞き取り、荷下場所を配置図で示す。
 - ・ 一方通行であることを説明する。

<各置場係>

- ・ 来場者に「〇〇置場です」と説明し、それ以外のゴミを下ろさないよう指示する。
- ・ 荷下ろしするゴミが、その置場の品目であることを確認する。
- ・ 中身が取り出されていることを確認する（冷蔵庫、タンスなど）。
- ・ ゴミステーションで回収するゴミは、持ち帰ってもらう（配置図欄外参照）。
- ・ 違う品目が荷下ろしされた場合は、荷下ろしすべき場所を説明し、持っていさせる。
- ・ 持込みできないものが荷下ろしされた場合には、車両ナンバーと搬入物の内容を記録しておく。
- ・ 一方通行徹底。必要に応じて 2 周目を案内する（順序どおりに下ろせない場合）。

<道路整理係>

- ・ 配置は、入口、最後尾等、要所に置く。
- ・ 左折入場、左折退場を厳守。列は、一方向に伸ばし、割り込みは不可
- ・ 列が道路に達しそうな場合は、早めに市町村の担当者に報告する。
- ・ 時間内に受け入れられない行列になった時点で、最後尾に「本日受入終了」のプラカードを掲示する（掲示前に現場責任者に確認する）。

備考： 関西広域連合益城町災害対策支援本部（がれき班）第 2 陣 活動日誌（平成 28 年 4 月）
参考資料より引用（一部修正）